

1. 計画の概要

1.1 計画の趣旨

1. 計画の概要

1.1 計画の趣旨

「矢部川水系河川整備計画-国管理区間-」(以下、本計画)は河川法の3つの目的である、

- 1) 洪水、高潮等による災害発生の防止
- 2) 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

が行われるよう、河川法第16条の二に基づき「矢部川水系河川整備基本方針」(平成19年11月22日)に沿って、概ね20年で計画的に河川整備を実施すべき区間について、河川整備の目標、河川工事、維持管理等の内容を定めるものです。

なお、本計画は計画策定時点の流域における社会経済、自然環境及び河道の状況等を前提として必要と考えられる整備内容を記述しているため、策定後の出水や社会状況等の変化、事業実施後の河川環境に係るモニタリングの結果や新たな知見、技術の進歩等を反映しつつ、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。

1.2 計画の基本的理念

矢部川は清らかな流れと緑豊かな自然を有し、多様な生物種が生息する自然環境とその自然環境を身近に触れ合える空間が多く存在する河川です。また、藩政時代に治水対策として設けられた歴史的構造物や、過去の激しい水争いの歴史から育まれた水利用の慣行や施設などが今なお受け継がれています。

本計画では、流域住民が安心、安全に暮らせるよう社会基盤の整備を図ると共に、原風景と親水空間を保全し、歴史・文化を踏まえ、人々の生活・営みをつなぐ川づくりを目指すため、『「水」と「緑」と「人」がめぐりつながる 矢部川』を基本理念とします。

「水」と「緑」と「人」がめぐりつながる 矢部川

治 水：安心、安全に暮らせる川づくりを目指します

利 水：限りある川の恵みを大切にします

環 境：豊かな河川環境を保全します



1. 計画の概要
1.3 計画の対象区間

1.3 計画の対象区間

本計画の計画対象区間は矢部川水系の国管理区間である 23.2km を対象とします。

※一級河川には、国土交通大臣が管理する区間と都道府県知事が管理する区間があります。このうち、国土交通大臣が管理する区間を「国管理区間」といいます。

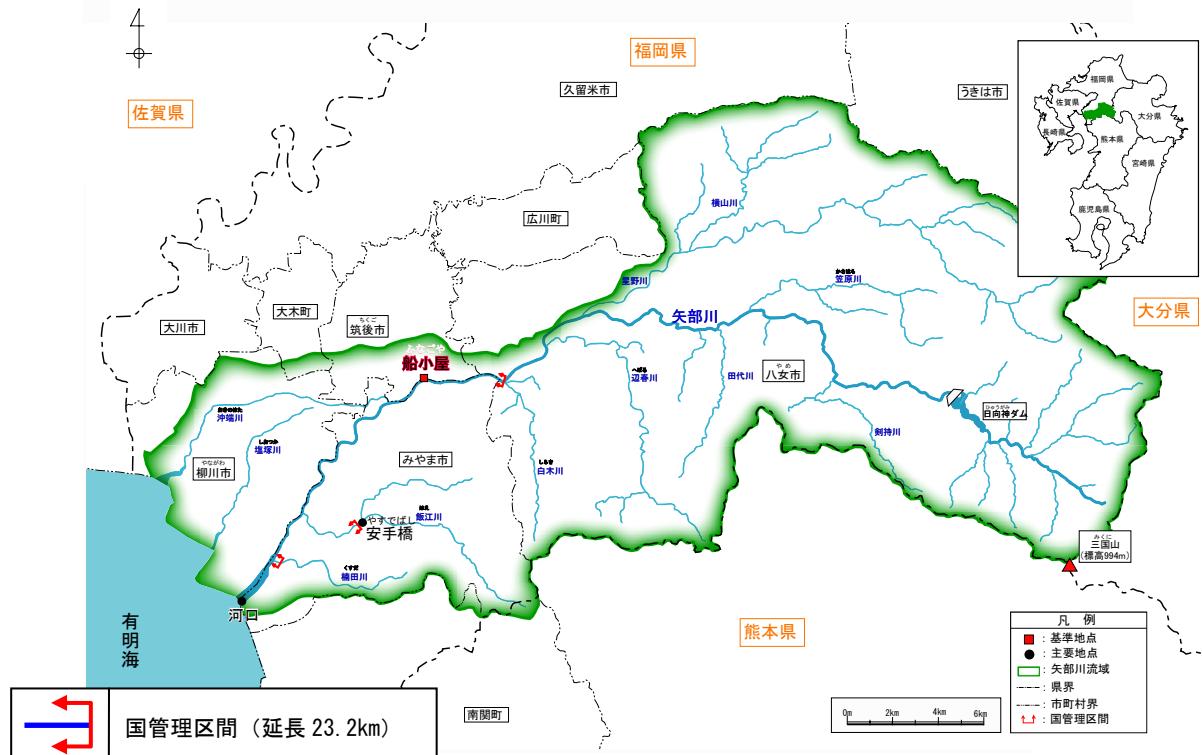


図 1.3.1 矢部川水系整備計画対象区間

表 1.3.1 河川整備の計画対象区間

河川名	上流端	下流端	延長
矢部川	左岸：福岡県山門郡瀬高町大字廣瀬字堤谷 739 番の 2 地先 右岸：八女市大字矢原字二ノ辻 561 番の 1 地先	海に至る	19.4km
飯江川	福岡県山門郡瀬高町大字太神字中島 2727 番の 3 地先の町道橋	矢部川への合流点	3.6km
楠田川	左岸：福岡県三池郡高田町大字江浦字立花 1762 番の 1 地先 右岸：福岡県三池郡高田町大字徳島字安政 1067 番地先	矢部川への合流点	0.2km
河川計			23.2km

※官報で告示された時点の地名で表示しており、現在の地名とは異なるものもあります。